

## 自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平 避難訓練マニュアル

### 1 目的

本マニュアルは、自力避難困難な者が利用する施設のうち、避難上有効なバルコニー等※又は防火区画が設置されていないものにおいて、夜間等に火災が発生した際に、利用者等に比べて少ない職員等で当該利用者等の安全確保を図るために、火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所（以下「一時待避場所」という。）への水平避難による実践的な訓練の方法を示すことを目的とする。

※ 本マニュアルにおいて、「避難上有効なバルコニー等」とは、避難方法、バルコニー等（バルコニー、ベランダ等の直接外気に流通する場所をいう。以下同じ。）に面する居室の開口部、バルコニー等の構造等の状況からみて、当該バルコニー等を利用しての避難が可能であるものをいう。

### 2 対象

本マニュアルの対象は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（6）項イ又はロに掲げる防火対象物のうち、自力避難困難な者が利用する施設で、次のすべてに該当するものとする。

- ア 避難上有効なバルコニー等又は防火区画が設置されていないもの。
- イ 主要構造部が準耐火構造（耐火構造を含む。）であるもの。
- ウ スプリンクラー設備、特定施設水道連結型スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備が技術上の基準に従い設置されていること。
- エ 自動火災報知設備（特定小規模施設用自動火災報知設備を含む。以下同じ。）及び消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）が技術上の基準に従い設置され、かつ、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して消防機関へ通報（以下「自動通報」という。）されるものであること。
- オ 地階又は 3 階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存しないこと。

### 3 事前検討

本マニュアルに基づく訓練の実施に当たっては、施設関係者において次の（1）及び（2）により一時待避場所及び待避完了までの目標時間を設定するとともに、（3）により図上訓練を行い、その結果を踏まえ、一時待避場所の

位置、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等について、事前検討を行う。

(1) 一時待避場所の設定

一時待避場所は、次に掲げる事項を考慮し、居室や階段ホール等に設定する。

なお、一時待避場所の設定又は変更に際しては、消防機関による訓練指導等の機会を捉え、一時待避場所の位置等について消防機関に相談する。

ア 一時待避場所と廊下との間には、戸（吊り戸及び木製戸を含む。以下同じ。）が設置されていること。

イ 上記アの戸にガラリ等の換気用の開口部が設けられている場合にあっては、ガラリ等の上端の位置が戸の高さの3分の1以下であること。

ウ 煙に対する一時待避場所の安全性の向上のため、上記アの戸の隙間には、ゴムを貼付することが望ましいこと（別紙1参照）。

エ 消防機関により一時待避場所から屋外の地上までの救助活動が円滑に行われるよう、一時待避場所には、消防機関との連絡手段として電話等が設置されていること。

なお、避難誘導を行う職員等が常に携帯電話を携帯している場合は、この限りでない。

オ 居室を一時待避場所として設定する場合は、当該一時待避場所の室内環境を良好な状態に保つとともに、消防機関による円滑な救助活動が確保されるよう、外気に開放することができる開口部（幅及び高さがそれぞれ50cm以上で、かつ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条の2第2項各号に適合するもの）が設けられていること。

なお、消防機関による救助活動の容易さを考慮し、一時待避場所は、階段若しくは屋外のバルコニー等に直接接続され、又は救助活動上有効な開口部として、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び120cm以上の開口部で、かつ、規則第5条の2第2項各号に適合するものが設けられていることが望ましいこと。

また、階段ホール等を一時待避場所として設定する場合にあっても、室内環境を良好な状態に保つとともに、消防機関による円滑な救助活動が確保されるよう、外気に開放することができる開口部（幅及び高さがそれぞれ50cm以上で、かつ、規則第5条の2第2項各号に適合するもの）が設けられていることが望ましいこと。

※1 消防機関による救助活動が難しいと認められる場合は、消防機関に相談の上、別の場所を検討する。

※2 消防署所からの距離が概ね6 km を超える施設の一時待避場所は、屋外のバルコニー等に直接接続された場所とする。

カ 一時待避場所への水平移動に係る活動時間を十分確保するため、一時待避場所に接続する廊下には、外気に開放することができる開口部（1 m×1 m以上）が設けられていることが望ましいこと。

キ 一時待避場所への水平移動に係る活動時間を十分確保するため、火災室となることが想定される全ての居室と廊下との間に、戸が設置されていること。

ク 居室に一時待避場所を設定する場合は、当該居室が火災室となることを想定し、二方向避難が確保できるよう、同一階に2箇所の一時的待避場所を設定すること。

ケ 一時待避場所は、当該場所への一時待避が想定される利用者等の人数、状態等に適した床面積を有すること。

なお、一時待避場所に必要となる具体的な床面積については、本マニュアルに基づく訓練等を踏まえて、施設実態に応じて検討すること。

(2) 待避完了までの目標時間の設定

一時待避場所への水平移動に係る目標時間は下表のとおりとする。

火災室の条件 行動	自動火災報知設備の発報から行動完了までの目標時間※1		
	熱感知器 (各居室)	煙感知器（各居室）※2	
		居室にソファ等を 置いている場合	居室にソファ等を 置いていない場合
火災室の戸の 閉鎖完了	1分	2分	3分
廊下の開口部の 開放完了	3分	4分	5分
一時待避場所 への水平移動 完了	9分	10分	11分

※1 寝具、布張り家具の防災性能が確保されている場合は+1分とする。

※2 出火室となることが想定される全ての居室に煙感知器を設置している場合、火災の早期覚知が可能になることから、目標時間を延長する。

なお、居室に布張り又はポリエチレン製のソファ等を置いている場合は、火煙により危険な状態となりやすいことを考慮し、ソファ等の有無により目標時間を異なる値としている。

(3) 図上訓練等の実施

ア 想定する出火時刻や火災室等は、実際の建物の構造や利用状況、職員

等の配置状況等を踏まえ、最も避難に時間を要すると想定される条件で設定する。

- イ 火災発生時に水平避難を行う一時待避場所の位置、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等を確認するため、実働訓練に先立って、建物の平面図等を用いた図上訓練を行う。
- ウ 施設に設置されている消防用設備等の取扱い方法等について確認する。

#### 4 火災発生時の初動対応

##### (1) 火災発生時の基本的な行動

火災発生時に職員等がとるべき対応は、おおむね次のとおりとし、個々の施設の実態に応じたものとなるよう、3(3)の図上訓練を通じ、具体的な内容を検討する。

##### ア 火災の覚知

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。その際、受信機又は副受信機（以下「受信機等」という。）がある場合は、火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合してから、発報場所の確認を行うこと。

※ 出火点の位置を決め、最も近い場所に設置されている自動火災報知設備の感知器が発報したことを想定して自動火災報知設備の鳴動の合図を行うことや、受信機等がある場合は、鳴動の合図と同時に当該受信機等に感知器が発報した旨の模擬の表示等を行うことで職員等が火災を覚知することとする。鳴動の合図により、訓練開始（行動開始）とする。

なお、仮眠状態で待機することとしている場合は、発報後15秒経過した時点をもって訓練開始（行動開始）とする。

##### イ 消防機関への通報

(ア) 消防機関への通報は、自動通報のため対応しない。

(イ) 消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも避難誘導を優先する。ただし、火災の事実がないことが確認できた場合や、他の職員又は協力者等が参集してきた場合等には可能な範囲で火災通報装置における消防機関からの呼び返しに対応する。

##### ウ 現場の確認

自動火災報知設備が発報した場所に、消火器を携行して駆けつけ、火災現場の状況を確認する。

火災を確認した場合は、「火事だー！」と2回叫ぶ。

※ その際、近傍に火災通報装置が設置されていれば、当該火災通報装置の手動起動装置を押すよう指導するものとするが、近くに火災通報装置が設置されていない場合は、自動通報によるものとする。

火災の事実がないことが確認できた場合は、すぐに消防機関に通報する。

#### エ 火災室からの退避等

大声で付近の利用者等に火災である旨、避難すべき旨を知らせるとともに、火災室から利用者等を退避させる。

(ア) 火災室の利用者等が自力避難困難な場合は、当該利用者等を部屋の外まで一時的に退避させる。

(イ) 火災室の利用者等が自力避難可能な場合は、当該利用者等に「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶ等により、自力で屋外の地上まで避難させる。

#### オ 初期消火

携行した消火器により初期消火を行う。

※ 放出のための動作を行った上で、放出体勢をとり、15 秒間維持する。

#### カ 火災室の戸の閉鎖

火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の戸を閉鎖する。

#### キ 廊下の開口部の開放

一時待避場所への水平移動に係る活動時間を十分確保するため、廊下の開口部を開放する。

※ 廊下に開口部が設けられていない場合は、廊下に面する 1 以上の居室（火災室以外の居室）に設けられた開口部（直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 120cm 以上の開口部。）及び当該居室と廊下との間の戸を開放する。

#### ク 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な者の避難誘導

(ア) 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な者を一時待避場所へ水平的に避難させる。

※ 自力避難困難な者等の状況（運動能力の低下、視覚・聴覚の障害等種々の条件（薬の服用等による一時的なものを含む。)) に応じ、職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用す

る、背負って避難させる、シート等を利用する、両腕を引っ張る、後ろ襟を引っ張る等により、実効性のある方法で柔軟に避難介助を行う。

- (イ) 車椅子やストレッチャー等を使用する場合は、一時待避場所等において、車椅子等が渋滞し、避難の支障となること等がないよう避難誘導を行う。
- (ウ) 一時待避場所に面して屋外のバルコニー等が設置されている場合は、当該バルコニー等への出入口を解錠する。

#### ケ 火災室以外の利用者等の避難誘導

- (ア) 火災室以外の利用者等は、次の a 又は b により避難させる。その際、いずれの利用者等も、火災室を通過せず避難させる。
  - ※ 当該火災室を通過せざるを得ない時は、一定時間内は安全を確認した上で通過できるものとする。訓練の練度に応じて、時間はできる限り短くしていくものとする。
  - a 火災室以外の利用者等が自力避難困難な場合は、当該利用者等を一時待避場所へ水平的に避難させる（避難介助の具体的な方法はク(ア)に同じ。）。
  - b 火災室以外の利用者等が自力避難可能な場合は、エからキまでの行動の合間に職員等が「火事だ。○○○へ避難してください。」と大声で叫ぶ等により、自力で屋外の地上まで避難させる。
- (イ) 避難の際に、火災室以外の居室等の戸（上記キ※を除く。）や防火戸（設置されている場合に限る。）は可能な限り閉鎖する。その際、近傍に排煙設備又は排煙上有効な窓等がある場合は、これを作動させ、又は開放する。
  - ※ 避難が完了している居室は、避難が完了している旨の表示等（戸にテープを貼る等）をすることが望ましい。
- (ウ) 一時待避場所へ移動した際、当該一時待避場所に開口部が設けられている場合は、当該場所の開口部を外気に開放する。
  - ※ 風向き等の状況により、当該開口部の開放で室内環境が悪化するときは、一旦開口部を閉鎖し、(エ)を行った上で再度開放する。
- (エ) 当該階の立ち入ることができるすべての部分（施錠等により立ち入ることができない措置を講じている部分は除く。）を確認し、最後に出火階の利用者等が全員、屋外の地上又は一時待避場所へ避難したことを確認する。また、アルミテープ等により戸と廊下と

の間の隙間を塞ぐ（別紙2参照）。

(オ) 出火階（火災室が存する階）の利用者等の避難誘導を優先することとし、その後、可能な範囲で出火階以外の階の利用者等の避難誘導を行う。

※ 階段等の出火階以外の階への煙等の伝搬経路となり得る場所に戸等が設置されている場合は、当該戸等を閉鎖する。

コ 一時待避場所からの避難誘導等

(ア) 可能な範囲で、消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について、電話等により連絡をする。

(イ) 一時待避場所から階段室等を通じて安全に屋外の地上まで避難させることが可能な場合は、一時待避場所への移動が完了した後、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な者を一時待避場所から屋外の地上まで順次避難させる。

なお、エレベータは使用できないものとするが、階段昇降機は、施設の状況等により使用することができるものとする。

サ 近隣協力者等への連絡（近隣協力者等に自動火災報知設備等の作動により自動的に連絡が行われる場合に限る。）

連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から施設に駆けつけ、他の職員等と協力して、避難誘導等の活動を行う。

シ 消防隊への情報提供

近隣協力者等と連携し、避難状況（一時待避場所への避難者数、屋外の地上までの避難者数等）を把握し、駆けつけた消防隊に対して、出火場所、避難状況、危険物の有無等の情報提供を行う。

(2) 水平避難を行う場合の対応行動に係る留意事項

一時待避場所を活用した避難に際しては、特に、次に掲げる事項に留意し、行動する。

ア 避難経路や消防隊の救助活動場所となる廊下において煙層の降下やCO<sub>2</sub>濃度が抑制できるよう、火災室から退避し、初期消火を行った後は、直ちに火災室の戸を閉鎖すること。

イ 避難経路や消防隊の救助活動場所となる廊下において煙層の降下やCO<sub>2</sub>濃度が抑制できるよう、廊下の外気に面する開口部を開放すること。ただし、廊下に開口部が設けられていない場合は、廊下に面する1以上の居室（火災室以外の居室）に設けられた開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び120cm以上の開口部。）及び当該居室と廊下との間の戸を開放すること。

- ウ 一時待避場所へ移動した際は、当該場所の煙層の降下やCO<sub>2</sub>濃度が抑制できるよう、当該場所の開口部を外気に開放すること（当該一時待避場所に開口部が設けられている場合に限る。）。ただし、火災室の開口部が一時待避場所の開口部に近接している場合など当該開口部の開放により室内環境が悪化するときは、一旦開口部を閉鎖し、エを行った上で、再度開放すること。
- エ 一時待避場所の気密性を高めるため、当該場所へ移動が完了した後は、アルミテープ等により戸と廊下との間の隙間を塞ぐこと（別紙2参照）。
- オ 一時待避場所へ移動が完了した時など、可能なタイミングで消防機関に一時待避場所の位置を伝えること。

## 5 目標時間を超過した場合の防火管理体制の改善

設定した目標時間までに、一時待避場所までの避難が完了しなかった場合は、次により、防火管理体制を改善する。

- (1) 施設の構造等の状況、利用者等の状況等によって、火災発生時に必要となる対応事項が異なることから、避難させる室の優先順位、避難経路、介助方法その他の具体的な対応手順を再度検討した上で、次の訓練を実施する。
  - ア 部分訓練  
各種設備等の使い方、自力避難困難な者の避難介助の方法等の部分的な対応について、個々の手順を習得する。
  - イ 全体訓練  
火災発生から避難誘導、消防隊への情報提供までの一連の対応について、全体的な手順を習得する。
- (2) 検証訓練  
(1)アの部分訓練又は(1)イの全体訓練を実施した後、本マニュアルに基づく訓練を実施し、一連の対応事項が適切に行われ、設定した目標時間内に避難が完了するか確認する。
- (3) (2)の検証訓練においても、設定した目標時間内に避難が完了しなかった場合は、火気の取り扱いや防炎性能の確保等の出火防止対策の徹底のほか、一時待避場所の位置の変更（追加）、感知器の取り替え（熱感知器を煙感知器に取り替え）、ソファ等の居室に置かれた可燃物の除去、遮煙のためのカーテン<sup>※</sup>等を廊下等に設置するなど、防火安全対策の実施について検討する。

※「遮煙のためのカーテン」は、次に掲げる性状を有するものとする（設

置例は別紙 3 を参照)。

- ア 消防法令に定められている防災性能を有するものであること。
- イ 温度 100 度で変形、溶解、損傷が生じることのない材質であること。
- ウ カーテン等の上部及び側部の気密や固定が確保されていること。
- エ 普段の廊下の通行等の支障にならないように適切に収納されるとともに、火災時に速やかに展開できるものであること。
- オ 一時待避場所側から廊下側を視認できるよう、透明な材質で作製されることが望ましいこと。

## 6 訓練の実施及び検証の実施期間

訓練の成果が定着するよう、本マニュアルによる訓練の実施及び検証は、定期的に行う。

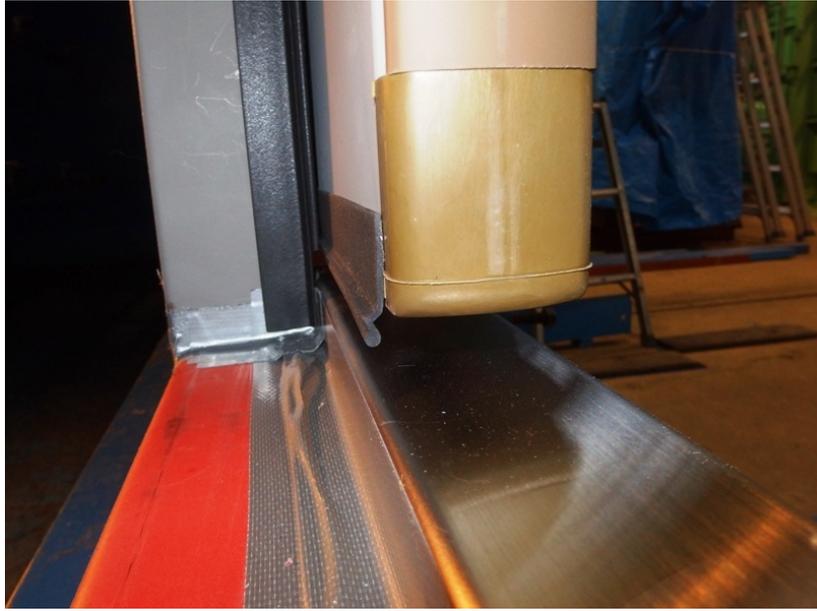
吊り引き戸の隙間へゴムの設置例



使用した気密ゴム  
(材質 気密ゴム：ピンチブロック #38-PS)

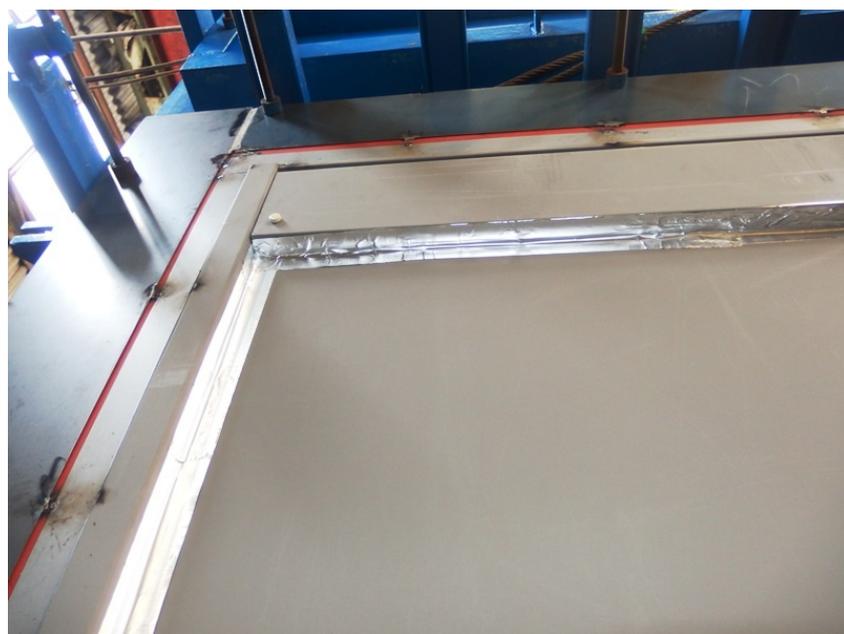


上枠及び召合せに設置した気密ゴム



戸下部に設置した気密ゴム

吊り引き戸の隙間へのアルミテープの貼付例



縦枠, 上枠と戸の間にアルミテープ処理  
(材質 艶消しアルミテープ)



下枠と戸の間にアルミテープ処理



召合せにアルミテープ処理

廊下と居室との間への遮煙のためのカーテンの設置例



(材質 カーテンレール：アルミ、カーテン：クリスタルターボ)